

豊田市重症心身障がい児・者等短期入所利用支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、重症心身障がい児・者等短期入所利用支援事業費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 この補助金は、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童及び者（以下「重症心身障がい児・者」という。）の地域生活を支援するため、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に定める短期入所の利用を促進し、障がい児・者とその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第3条 この補助金の交付対象は、補助事業者が次条に定める利用対象者に対して行う短期入所事業とする。

（利用対象者）

第4条 この補助金の対象となる短期入所の利用者は、豊田市長が法第19条第1項により支給決定した者のうち、別に定める基準により重症心身障がい児・者と認められた者とする。

（補助事業者）

第5条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、法第5条第8項に規定する短期入所を実施する事業所を運営する者のうち、法第36条の規定に基づき愛知県及び愛知県内の指定権者が指定した者とする。ただし、あらかじめ愛知県重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業実施要綱第7条に基づく指定を受けること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる項目に該当する場合は補助事業者とみなさない。

（1）役員に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものがある場合

（2）市税を滞納している場合

（補助金額の算定方法）

第6条 補助金の額は、別表第1に定める基準額に利用日数を乗じて算出された額と、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、予算の定める範囲内において決定する。

（交付の条件）

第7条 補助金の交付を受ける場合は、生活支援員等による支援体制を整え、利用対象者の短期入所に必要な支援を行わなければならない。

（申請手続）

第8条 補助事業者は、市長が別に定める期日までに補助金交付申請書（様式第

1号)及び規則第4条に定める団体調書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

(変更申請手続)

第9条 補助事業者は、交付決定後において当該事業の内容に変更があるときは、補助金変更交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業完了後に、市長に実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日(閉庁日の場合はその前日)のいずれか早い期日までとする。

(交付の方法)

第11条 市長は、実績報告に基づき補助額を確定した後、補助事業者の請求により補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、この補助金の交付を受ける事業者が不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第5条第2項に掲げる場合に該当することが判明した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。

(電子申請による特例)

第14条 第8条、第9条及び第10条第1項の規定にかかわらず、申請者はあいち電子申請・届出システム(平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則)により、提出することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年9月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第 1（第 6 条関係）

利用対象者	基準額	対象経費
重症心身障がい児・者	短期入所のみ（日中活動系サービスを併用していない）を利用した場合 1 日につき 9 0 0 円 （福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅲ）又は福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅲ）を算定）	重症心身障がい児・者の短期入所を実施するために必要な経費 （1 回が 7 日以内の利用に限る。）

年 月 日

申請者 住所
名称
代表者

年度において豊田市重症心身障がい児・者等短期入所利用支援事業を実施したいので、豊田市補助金等交付規則第4条及び豊田市重症心身障がい児・者等短期入所利用支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

1. 補助金交付申請額 金 円

- (1) 補助金所要額調書(別紙1)
- (2) 事業計画書(別紙2)
- (3) 団体調書
- (4) 登記事項証明書の写し
- (5) 歳入歳出予算書
- (6) その他参考となる資料

内 容	同意・誓約欄 (☑チェックしてください。)
1 豊田市税を滞納していない。	☐
2 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することに同意します。	☐

[illegible]

別紙 1

補助金所要額調書（当初・変更）

施設名 _____

対象経費の支出 予定額 A	寄付金その他 の収入額 B	差し引き額 C (= A - B)	基準額 D	利用予定 日数 E	F (= D × E)	補助金所要額 CとFを比較し て少ない方の額 G	備考
			900				

別紙 2

事業計画書

施設名 _____

<重症心身障がい児・者>

利用者氏名	受給者番号	利用予定期間	短期入所のみ（日中活動系サービスを併用していない）利用予定日数
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
合 計			日

注）利用予定者氏名が確定していないときは、「未定」として記入すること。
同一人物であっても、短期入所の連泊利用ごとに分けて記入すること。

年 月 日

豊田市長様

申請者 住 所
名 称
代表者

年度豊田市重症心身障がい児・者等短期入所利用支援事業費補助金
変更交付申請書

年 月 日付け豊障発第 号で交付決定のありました豊田市重症心身障がい児・者等短期入所利用支援事業費補助金に係る事業計画を下記のとおり変更します。

記

1. 補助金変更申請額（ア）	金	円
既交付決定額（イ）	金	円
変更後補助金額（ア）＋（イ）	金	円

2. 添付書類

- （1）補助金所要額調書（別紙1）
- （2）事業計画書（別紙2）
- （3）歳入歳出予算書
- （4）その他参考となる資料

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

豊田市長様

申請者 住 所
名 称
代表者

年度豊田市重症心身障がい児・者等短期入所利用支援事業費補助金
実績報告書

年 月 日付けで交付決定のありました豊田市重症心身障がい児・者等
短期入所利用支援事業費補助金にかかる事業実績を下記のとおり報告します。

1. 補助金実績額 金 円

2. 添付書類

- （1）補助金精算調書（別紙3）
- （2）事業実績報告書（別紙4）
- （3）利用者の障がい福祉サービス受給者証の写し
- （4）歳入歳出決算書（案）の写し

補助金精算調書

施設名 _____

対象経費の支出 予定額 A	寄付金その他 の収入額 B	差し引き額 C (= A - B)	基準額 D	利用日数 E	F (= D × E)	補助金所要額 CとFを比較し て少ない方の額 G	実績額	備考
			900					

別紙 4

実績報告書

施設名 _____

<重症心身障がい児・者>

利用者氏名	受給者番号	利用期間	短期入所のみ（日中活動系サービスを併用していない）利用日数
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
合 計			日

注）同一人物であっても、短期入所の連泊利用ごとに分けて記入すること。